

地域産材利用促進事業補助金交付要領

(通則)

第1条 この要領は、福岡市農林水産業振興補助金交付要綱別表に定めるその他農林水産業振興上市長が必要と認める事業のうち、地域産材利用促進事業補助金の交付について、福岡市補助金交付規則（以下「規則」という。）及び福岡市農林水産業振興補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 地域産材を活用し、木の良さのPR及び市民の木材に関する意識向上へつながる事業に対し福岡市地域産材利用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域産材の利用を促進し、地域の森林資源の循環利用やカーボンニュートラルに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木質化等 建物等の内装、外装及び建具、または什器等において、視覚的、触覚的に容易にわかる方法で地域産材を利用することをいう。

(2) 地域産材 福岡市内産材（以下「市内産材」とする。）を含む福岡県産材（以下、「県産材」とする。）をいう。

(補助対象者)

第4条 この要領に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）はこの要領の対象となる木質化等を行う施設の所有者、管理者又は、施設で事業を行うものとする。

(補助対象施設)

第5条 補助金交付の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、福岡市内に所在する不特定かつ多数の者が利用する施設または子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

第7条第4項に規定する教育・保育施設（以下「教育・保育施設」という。）とする。ただし、次に掲げる施設は補助の対象としない。

(1) 国、地方公共団体、独立行政法人等が管理する施設又は施設の部分

(2) 政治活動、宗教活動を目的とする施設

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の店舗等の施設

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、補助対象施設のうち不特定かつ多数の者が利用する部分若しくは小学校就学の始期に達するまでの者が利用する部分で地域産材を使用した部分に係る費用とし、次に掲げるものとする。ただし、他の公的な補助金や助成金の対象経費とされたもの、交付決定日の前に支出した経費、消費税及び地方消費税相当額は除く。

(1) 内装の木質化のために必要な工事費

(2) 木製什器等の購入、組立て、設置、運搬に係る経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条の補助対象経費の2分の1以内で、1施設当たり250万円を上限する。その額に1千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を市の予算の範囲内で補助するものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を申請する者は、福岡市地域産材利用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第14条に定める実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。

(1) 事業実績説明書 様式第2号

(2) 収支計画書 要綱様式第11号

(交付を受けた者の義務)

第10条 補助金の交付を受けた者は、当該施設で地域産材が使用されていること及び木質化等において本市の補助を受けていることを次の各号により表示しなければならない。

(1) 容易に消えない方法で木質化した部分又はその周辺の視認性のよい場所に表示すること。もしくは容易に消えない方法により作成したプレートなどを同様の場所に設置すること。

(2) 表示の大きさについては、100mm×300mm以上を目安とすること。ただし、やむを得ない理由による場合にはこの限りではない。

2 補助金の交付を受けた者は、前項に加えて、施設のホームページや配布物、SNSなどを活用した方法での表示に努めなければならない。

3 補助金の交付を受けた者は、地域産材を含む木材利用の促進に努めるとともに、木材利用の促進に関する本市施策への協力に努めなければならない。

(その他の事項)

第11条 この要領に定めのない事項は、市長が別に定める。

附則

(施工期日)

この要領は令和7年5月1日から施行する。

(期間)

この要領は令和11年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

住所
氏名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

福岡市地域産材利用促進事業補助金の交付を受けたいので、福岡市地域産材利用促進事業補助金交付要領第9条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

- | | | | |
|---|------------|-----------------|------------|
| 1 | 事業の実施場所 | 福岡市 | 区 |
| 2 | 事業予定期間 | 着手
完了 | 年 月
年 月 |
| 3 | 事業計画 | 別紙のとおり | |
| 4 | 収支計画 | 別紙（要綱様式第2号）のとおり | |
| 5 | 申請者が営む主な事業 | | |
| 6 | 補助金交付申請額 | 円 | |

7 交付申請額の算出方法

(単位: 円)

費目	内容(規格など)	数量	単価	金額	備考
小 計 (補助対象経費)					
消費税					
計(事業費)					

補助対象経費	補助率	補助金申請額 (千円未満切捨)
円	1/2	千円

※記載の各費目について、見積書若しくは積算書を添付してください。添付がない場合、補助事業の対象とならない場合があります。

※備考欄に「市内産材」「県産材」など地域産材の表記をしてください。

※消費税については、補助対象経費に含まないものとします。

6 添付資料

- (1) 各費目に係る見積書(積算書)
- (2) 交付申請事業の内容説明資料
 - ・位置図
 - ・設計図(配置図、平面図、立面図、展開図、面積表、イメージ図等のうち必要なもの)
 - ・事業PR、想定利用者数等
- (3) 申請者と補助対象の施設の権利関係が分かる書類
- (4) 工事前・工事後の建物の配置図、平面図、立面図、展開図、面積表
(対象範囲を記入したもの)
- (5) 工事前の建物写真(改修・改築の場合のみ)

交付申請事業計画書

事業名称：

1 事業目的									
2 事業内容									
3 工事概要									
4 工程等									
設計期間	年	月	日	～	年	月	日		
工事期間	年	月	日	～	年	月	日		
供用開始	年	月	日						
5 木材の使用箇所と産地等									
6 施設の利用者等									
7 第10条による表示やPR方法の案									

事業実績説明書

事業名称：

1 事業目的									
2 事業内容									
3 工事概要									
4 工程等									
設計期間	年	月	日	～	年	月	日		
工事期間	年	月	日	～	年	月	日		
供用開始	年	月	日						
5 木材の使用箇所と産地、木材使用量等									
6 施設の利用者等									
7 第10条による表示やPR方法									

（注）説明書に添付すべき書類

経費内訳書、納品書（写）、木材産地証明等、写真、その他事業実績が分かるもの